

備考1 この申請書及び届出書には、別表第二号の三第3「アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式」を添付すること。

2 無線従事者免許証の番号の変更にあつては、無線従事者資格の変更の場合に限る。
なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

(2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地进行を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

(3) 申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるもの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。

(2) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

(3) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 無線局免許状等の申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

6 申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 (注) 3 4 5 6 7 10 11 12 14 15	(注) 開設に該当する。
2 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 9 13 15	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更に該当する。
3 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 9 10 11 13	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更に該当する。
4 法第19条の規定による変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 7 (注3) 9 (注4) 12 (注3) 13 14	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更に該当する。 (注3) この欄の変更の場合に限る。 (注4) この欄の変更をしない場合に限る。
5 施行規則第43条第3項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	1 2 (注) 3 4 5 9 10 13	(注) 変更に該当する。

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合又は変更の申請若しくは届出を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

4 3の欄は、個人又は社団（クラブ）の区別により、該当する□にレ印を付けること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が社団の場合は主たる事業所の所在地、申請者が外国人である場合は日本における居住地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合に限り、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

6 5の欄は、申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

7 6の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

8 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものを除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること（当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格が代表者以外の者である場合は、14の欄に当該者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載すること。）。

また、無線従事規則第46条に基づく無線従事者の免許又は第50条に基づく免許証再交付の申請

と同時に申請する場合（社団の場合を除く。）においては□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。

9 9の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

10 10の欄は、次によること。

(1) 無線設備の設置場所又は常置場所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合はコードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、無線設備の設置場所又は常置場所と4の欄の住所が同一の場合は、記載を省略することができる。

(2) 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。

(3) 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。

11 11の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

12 12の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。また、申請者が社団の場合であつて、当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格によらず指定を希望する場合は、14の欄に第10条の2の規定に基づく記号を「希望する周波数等の記号 ○○○」のように記載すること。

13 13の欄は、該当する□にレ印を付けること。

14 14の欄は、次によること。

(1) 免許の申請の場合

ア 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

イ 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

(2) 遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点（無線設備の設置場所又は常置場所に限る。）及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

ア 電波の発射の停止を確認することができること。

イ 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであること。

ウ インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

(3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(4) その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

15 15の欄は、次によること。

(1) 2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機等と表示して各送信機ごとに該当す

る事項を記載するものとし、全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

- (2) 変更の種別の欄は、変更の申請又は届出の場合に限り、変更する送信機において該当する□にレ印を付けること。
- (3) 第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 第 1 項(同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の全部又は一部を省略する場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄にその旨及び第 15 条の 3 第 1 項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。
- (4) 第 15 条の 3 第 1 項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- (5) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該機器が適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。
- (6) 第 15 条の 3 第 4 項(第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定の適用がある無線局の場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、変調方式の欄、終段管の欄及び定格出力の欄の記載を要しない。
- (7) 無線設備の機器が、免許の申請の場合において第 15 条の 5 第 1 項第 2 号に該当するものであるときはその事実を証する書面を添付すること。また、変更の申請又は届出の場合において施行規則別表第 1 号の 3 第 1 の 21 の項若しくは同表第 2 の 2 の項又は 別表第 2 号第 1 項第 1 号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。
- (8) 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- (9) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、無線電信の場合は記載を要しない。
- (10) 終段管の欄は、終段部の真空管(半導体を含む。)の名称及び個数並びに終段陽極(これに該当するものを含む。)の電圧を記載すること。
- (11) 定格出力の欄は、当該送信機の出力端子における出力規格の値を記載すること。
- (12) 送信空中線の型式の欄は、移動する無線局の場合は記載を要しない。
- (13) 周波数測定装置(施行規則第 11 条の 3 第 7 号の装置を含む。)について記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。ただし、26.175MHz を超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が 10W 以下の送信機のみ場合は、記載を要しない。
- (14) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。
ただし、第 15 条の 3 第 4 項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。
また、送信機に接続する附属装置(当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性(電波の型式に係るものを除く。)に変更を来さないものに限る。)は、□にレ印を付けることを要せず、送信機系統図(附属装置の諸元を含む。)の提出を要しない。
- (15) その他の工事設計の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第 3 章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。